

令和 7 年 第8回

当別町教育委員会定例会議事録

当別町教育委員会

令和 7 年 第 8 回 当別町教育委員会定例会 議事録

日時 令和 7 年 7 月 2 2 日（火） 午後 3 時 3 0 分

場所 当別町役場 3 階中会議室

出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、佐々木委員

出席職員 山田教育部長、高田学校教育課長、川田学校教育課参事、村上社会教育課長

傍聴者 なし

【開会宣言】 教育長	ただ今、定数に達しておりますので、これより令和 7 年第 8 回当別町教育委員会定例会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。 （「いません」の声） 傍聴がおりませんので、早速議事に入らせていただきます。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しております日程表に基づきまして議事に入ります。
【日程第 1】 教育長	日程第 1、報告第 1 号、臨時代理の報告について、教育委員会事務局職員の人事異動について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	ただ今、議題となりました報告第 1 号、臨時代理の報告について、1 頁、2 頁になります。 令和 7 年 7 月 1 日付け教育委員会事務局職員の人事異動について、臨時代理したので、これを報告するものです。 詳細につきましては、2 頁になります。職務替発令、学校教育課学校教育係主任 伊藤 大輔、同日付けの新規採用職員となっております。 以上、報告第 1 号の説明といたします。
教育長	ただ今の報告につきまして、ご質問ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） ないようでございますので、本件、終了させていただきます。 暫時、休憩をさせていただきます。 それでは、再開をさせていただきます。
【日程第 2】 教育長	次に、日程第 2、議案第 1 号、当別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	議案第 1 号、当別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、3 頁になります。 当別町学校給食センター運営委員会委員の変更について、当別町学校給食センター条例第 9 条の規定に基づき委員 2 名を委嘱するため、委員会の議決を求めるものであります。

	任期につきましては、令和7年7月22日から令和7年12月21日までとなっており、今回の変更につきましては、当別町PTA連合会の役員改選によるものでございます。新旧委員の対照表については、別冊の1頁をご高覧願います。 以上、議案第1号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） それでは、ないようでございますので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） 議案第1号は、原案のとおり決定をさせていただきます。
【日程第3】 教育長	次に、日程第3、協議第1号、令和7年度8月補正予算について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	協議第1号、令和7年度8月補正予算について、4頁、5頁になります。 令和7年度8月議会臨時会に提出する議案の内容について、委員会の協議を求めるものであります。 詳細につきましては、学校教育課長並びに社会教育課長より説明いたします。
学校教育課長	それでは、ご説明申し上げます。 議案については、4頁、5頁になります。5頁目で説明させていただきます。 9款、教育費、2項、義務教育費、1目、学校管理費の学校用備品ピアノということで、1,060万円を計上しておりますが、とうべつ学園でのコンサート用のグランドピアノ1台、その他、各学校で使用しているピアノのうち、とうべつ学園の音楽室のピアノ、西当別小学校・中学校の体育館のピアノをそれぞれ更新するものです。 このピアノの導入事業の趣旨に賛同していただきました企業からの寄附がございまして、企業版ふるさと納税を活用した中で実施するものでございます。 学校教育課については、以上になります。
社会教育課長	引き続き、社会教育課分でございます。 同じく5頁になります。歳出で9款、教育費、4項、保健体育費、1目、保健体育総務費におきまして、マナーキッズプロジェクト負担金で20万円の補正となっております。内容としましては、従前より子どもの体力低下、運動能力低下といった課題に対しまして、低年齢時期から体幹を鍛えるとともに、美しい姿勢や挨拶などの大切さを伝えるマナーキッズプロジェクト、こちらに平成23年度から取り組んでおります。 今回、これまでのマナーキッズプロジェクトに関する取組にご賛同いただきました事業者、2社から企業版ふるさと納税の申出がございました。この財源を活用いたしまして、テニスなどを通して、小学生に挨拶や礼儀作法の基本的

	なマナーを身に着けるマナーキッズスポーツ事業、スポーツ教室の開催を行う町内事業者、ふれスポとうべつに対しまして、開催事業費の一部を負担するため、負担金を予算計上するものでございます。 以上です。
教育長	事務局より、提案の説明がありました。ご意見頂戴したいと思います。いかがでしょうか。 （「ありません」の声） それでは、ないようでございますので、本件は提案のとおりとさせていただきます。
【日程第4】 教育長	次に、日程第4、協議第2号、学習者用コンピュータ等購入契約について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	協議第2号、学習者用コンピュータ等購入契約について、6頁、7頁になります。 本契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要となり、次の内容を令和7年8月臨時会に提出するため、協議するものでございます。 内容としまして、契約の目的、学習者用コンピュータ等購入。契約の方法、随意契約による、1者随意契約となります。契約金額については、5,516万5,000円。契約の相手方は、東日本電信電話株式会社北海道事業部となっております。 以上、協議第2号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。ご意見頂戴したいと思います。いかがでしょうか。
小林委員	学習者用というのは、タブレットか。
教育長	子ども達が使うものです。
小林委員	更新か。
教育部長	そうです。
教育長	北海道教育委員会のほうで、一括して購入する形になるのですが、最終的な契約は、それぞれの自治体とする。
小林委員	今まで使っていたやつは、廃棄する。引き取ってもらう。リースではなく、購入ですね。
学校教育課長	はい。
教育長職務代理人	これは、いつから使えるのですか。
学校教育課長	使えるのは、基本は、新年度に使えるようにするということを目指して、今、こういう契約をしているところです。
教育長職務代理人	そしたら、来年度ということですね。
学校教育課長	はい、そうです。

小林委員	これは、台数は余分にみているのか。
学校教育課長	今回導入するのは 1,003 台で、そのうち児童生徒が 794 台、予備機が 15% 分で 119 台、教員分で 90 台、全部で 1,003 台になる。
教育長	他に質問はございますか。 (「ありません」の声) それでは、ないようでございますので、本件は、提案のとおりとさせていただきます。
教育長	以上で、令和 7 年第 8 回当別町教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 41 分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教 育 長

教育長職務代理者